

鳥取県意欲と能力のある林業経営者登録・公表実施要領

制 定 平成31年 3月27日第201800357071号

最終改正 令和 6年 7月19日第202400101966号

鳥取県農林水産部長通知

(目的)

第1条 この要領は、森林所有者及び林業従事者の所得向上や資源循環型林業の促進に資するため、森林所有者をはじめ県民等から信頼される林業経営者を「意欲と能力ある林業経営者」として県が登録し、森林所有者、事業発注者等が意欲と能力のある林業経営者の登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるようにするとともに、意欲と能力のある林業経営者が自ら進んで事業実行能力等を広く公表することにより、林業経営者間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営者を育成することを目的とする。

なお、この要領により登録・公表された林業経営者については、「林業経営体の育成について（平成30年2月6日付29林政経第316号林野庁長官通知）」の記の3の(2)の規定に基づく育成を図る林業経営体（以下「育成経営体」という。）に選定されたものとし、森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）第35条の規定に基づき市町村が作成する経営管理実施権配分計画における経営管理実施権の設定を受けることを希望する場合は、法第36条第2項の規定に基づき公表する民間事業者として扱うものとする。

(定義)

第2条 この要領において、林業経営者とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営者をいい、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

また、意欲と能力のある林業経営者とは、第8条の規定に基づき登録された林業経営者をいい、次に掲げる条件を具備することとする。

- (1) 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること
- (2) 経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）などの関係法令を遵守していること

(意欲と能力のある林業経営者の登録)

第3条 県内に本店又は営業所を有し、県内で造林、保育、伐採その他森林における施業（以下「森林施業」という。）を行う林業経営者は、意欲と能力のある林業経営者として知事の登録を受けることができるものとする。ただし、林業経営者が、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 行政機関から、法令違反、不正の行為等により入札への参加資格の停止や業務停止命令を受けている場合
- (2) 業務に関連して法令に違反し、代表役員等（法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主）や一般役員等（法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者）（以下「経営者等」という。）が公訴を提起されたときから1年間を経過していない場合
- (3) 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない場合
- (4) 林業死亡労働災害を発生させた日から1年間を経過していない場合
- (5) 第12条第1項第3号から第8号までの規定に基づき登録を取り消され、その取消しの日から1年間を経過していない場合
- (6) 過去1年以内に国税、県税及び市町村税に係る徴収金並びに社会保険料に未納がある場合

(7) 経営者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している場合

（公募）

第4条 知事は、毎年6月に1回を基本として、期限を定め前条の登録を希望する林業経営者を公募するものとする。

2 公募については、県の公式ホームページ及び県で把握している事業体名簿に登録されている事業体へ周知することとし、市町村へ公募を開始した旨を様式第1号により通知することとする。なお、公募期間については知事が別に定めることとし、当該公募の開始の日から30日以上を確保するものとする。

（登録の申請）

第5条 第3条の規定に基づく登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、様式第2号の申請書に下記の第3号から第16号までに掲げる事項を記載した様式第3号を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 基本情報（主たる事業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
- (2) 法第35条の規定に基づき作成される経営管理実施権配分計画における経営管理実施権の設定を受けることを希望する場合は、その旨と希望する区域
- (3) 組織に関する情報（職員数等）
- (4) 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等）
- (5) 技術者・技能者数に関する情報
- (6) 資本装備に関する情報（林業機械保有台数）
- (7) 事業量等に関する情報（素材生産、造林等）
- (8) 事業区域に関する情報
- (9) 県外における育成経営体の登録に関する情報
- (10) 主伐後の再造林の確保に関する情報
- (11) 生産管理の取組に関する情報
- (12) 原木の安定供給・流通合理化等に関する情報
- (13) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- (14) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- (15) 雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報
- (16) 林業関係団体等への加入、地域への貢献、表彰実績、安全対策の取組状況等に関する情報

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 登記事項証明書又は住民票
- (2) 労働者を雇用している場合にあつては、雇用に関して交付している文書の様式の写し
- (3) 労働者を雇用している場合にあつては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類の写し
- (4) 就業規則を制定している場合にあつては、就業規則の写し
- (5) 直近3ヶ年の貸借対照表及び損益計算書の写し又はこれらに類する書類の写し
- (6) 事業実績を証する書類の写し（補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引き渡ししが完了した過去5年の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）
- (7) 共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し
- (8) 次に掲げる者を雇用している場合（経営者等が該当する場合も含む。）にあつては、その資格等が確認できる書類の写し

ア フォレストリーダー（現場管理責任者）又はフォレストマネージャー

- イ 森林施業プランナー
- ウ 森林作業道作設オペレーター
- エ 技術士（森林部門）
- オ 林業技士（林業経営・林業機械部門、森林総合監理部門）
- カ フォレスター（森林総合監理士）又は林業普及指導員
- キ 公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団が実施する作業班長等の現場管理者を対象とした研修を受講した者

- (9) 遵守する行動規範やガイドライン等（以下「行動規範等」という。）の写し。また、その行動規範等の遵守のための取組を行っている場合にあっては、その取組の内容が確認できる書類の写し
 - (10) 労働安全衛生法に基づく特別教育等の実施（受講）状況が確認できる書類の写し（修了証の写し等、代表的なもの1件）
 - (11) 他者への請負等、他の事業者と連携して素材生産、造林や保育を実施する場合にあっては、その連携する事業者との協定書又は同意書等の写し
 - (12) 第3条第1号から第4号、第6号及び第7号に該当しない旨の誓約書（様式第4号）
 - (13) その他知事が定める書類
- 3 知事は、必要に応じ登録申請者、関係市町村長等に対して情報提供を求めることができる。
- 4 第1項及び第2項の申請書類の提出期限は、公募期間の末日とする。

（意見の聴取）

第6条 知事は、前条の規定に基づく申請があった場合は、様式第5号により関係市町村長の意見を聴くものとする。

（市町村長による登録推薦）

第7条 市町村は、前条の意見聴取の際に、森林経営等の実績について特別の事情を認め、意欲と能力のある林業経営者として登録すべき者がある場合は、県に対し様式第6号により推薦することができるものとする。

2 知事は、前項の推薦があった場合において、様式7号により関係市町村長の意見を聴くものとする。

（審査及び登録の実施）

第8条 知事は、第5条の規定に基づく申請があった場合において、当該申請が別表に掲げる選定基準に適合すると認めるとき、又は市町村長から推薦を受けた場合にその推薦理由に登録すべき事情が認められるときは、次に掲げる事項を意欲と能力のある林業経営者名簿（様式第8号）に登録するものとする。

- (1) 第5条第1項第1号から第16号までに掲げる事項
- (2) 登録番号及び登録年月日
- (3) 登録情報の変更年月日

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を様式第9号により登録申請者に通知するとともに、様式第10号により関係市町村長に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定による登録を認めなかったときは、遅滞なく、その旨を様式第11号により登録申請者に通知するとともに、様式第12号により関係市町村長に通知するものとする。

（登録の有効期間及び更新）

第9条 前条第1項の登録の有効期間は5年とする。

2 意欲と能力のある林業経営者名簿に登録された林業経営者は、更新を受けることができるものとし、その手続については、第5条から前条までの規定を準用する。

- 3 前条第1項の規定に基づく登録は、知事が別途通知する日までに前項の規定に基づく更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。
- 4 意欲と能力のある林業経営者は、第2項の更新の手續において、別表に掲げる更新選定基準を満たさない場合にあっては、その原因を調査・分析するとともに事業計画の見直し等目標の達成に向けた措置を実施し、その結果を様式第13号に記載の上、第5条第1項の申請書に添えて知事に報告するものとする。
- 5 知事は、前項の規定による改善措置の内容が適正と認められる場合は、当該更新の手續において、別表に掲げる更新選定基準を満たすものとみなす。

(変更の届出)

- 第10条 意欲と能力のある林業経営者は、第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、様式第14号により知事に届け出るものとする。
- 2 意欲と能力のある林業経営者は、第5条第1項第3号から第16号までに掲げる事項について変更する必要がある場合は、様式第15号により知事に届け出るものとする。
 - 3 知事は、前2項の規定による届出があった場合において、その内容について別表に掲げる選定基準に基づき審査を行い、変更を認めるときは、その届出があった事項を意欲と能力のある林業経営者名簿に登録するものとする。
 - 4 第5条第2項の規定は第1項及び第2項の規定に基づく届出について、第8条第2項及び第3項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

(意欲と能力のある林業経営者名簿の公表)

- 第11条 知事は、県の公式ホームページ等において意欲と能力のある林業経営者名簿に登録されている内容のうち、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
 - (2) 登録番号及び登録年月日
 - (3) 登録情報の変更年月日
- 2 前項の規定に基づき公表された林業経営者に係る第5条第1項の申請内容については、林業経営者の主たる事務所等の所在又は所有森林の所在地を所管する地方事務所（県外に主たる事務所等又は所有森林が所在する林業経営者においては、農林水産部森林・林業振興局林政企画課。以下「各地方事務所等」という。）において閲覧できることとする。

(登録の取消し)

- 第12条 知事は、意欲と能力のある林業経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。
- (1) 意欲と能力のある林業経営者が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合
 - (2) 意欲と能力のある林業経営者からの申出があった場合
 - (3) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽が確認された場合
 - (4) 第3条第4号を除く各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (5) 登録の有効期間内に2件目の林業死亡災害を発生させた場合
 - (6) 別表に掲げる新規選定基準を満たさなくなった場合
 - (7) 次項に規定する報告を怠った場合
 - (8) その他、登録又は森林施業に関し不正若しくは不誠実な行為をし、意欲と能力のある林業経営者として不適当であると認められる場合
- 2 意欲と能力のある林業経営者は、前項第4号及び第5号に該当するに至った場合は、遅滞なく、知事に報告するものとする。

- 3 知事は、第1項の規定に基づく登録の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を様式第16号により意欲と能力のある林業経営者に通知するとともに、様式第17号により関係市町村長に通知するものとする。ただし、第1項第1号の個人の場合にあってその死亡が確認された場合は、様式第16号の通知は省略するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定に基づく登録の取消しをしたときは、遅滞なく、県の公式ホームページ等において、その旨を公表するものとする。

(事業実施状況の報告)

第13条 意欲と能力のある林業経営者は、毎年度の事業実施状況について、事業実施状況報告書(様式第18号)を作成し、当該報告に係る登録申請者の事業年度の終了後3か月を超えない日までに、知事に報告するものとする。ただし、災害その他意欲と能力のある林業経営者の責めに帰することのできない事由で、知事がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

(報告の徴収)

第14条 知事は、この要領の目的達成のために必要な限度において、意欲と能力のある林業経営者、関係市町村長等に対してその事業実施状況に関する必要な事項について報告を求めることができる。

(書類の提出)

第15条 この要領により知事に書類を提出するときは、各地方事務所等の長を経由しなければならない。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年7月19日から施行する。

意欲と能力のある林業経営者選定基準

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用		備考
				素材生産	造林保育	
(1)	生産量の増加又は生産性の向上	<p>I a) 直営施業 生産量（一部を他社への請負により生産する木材を含む。以下同じ。）を一定の割合（5年間で約2割とする。以下同じ。）以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。 生産量又は生産性の実績が一定の水準（生産量に関し3,100m³/年、生産性に関し間伐4.5m³/人日、主伐6.2m³/人日とする。）以上の場合、当該実績以上の目標を有していること。</p> <p>b) 専ら他者への請負による素材生産 生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること。 また、生産性について、一定の割合以上で向上させる目標を有している（ただし、生産性の実績が一定の水準（間伐4.5m³/人日、主伐6.2m³/人日とする。）以上の場合、当該実績以上の目標を有している）林業経営者への請負に努めること。</p>	<p>I a) 直営施業 ① 前回登録の生産量又は生産性目標に対して、計画の最終年度の実績又は最終年度から過去3年間の実績の平均が7割以上達成していること。 ② 生産量（一部を他社への請負により生産する木材を含む。以下同じ。）を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。 生産量又は生産性の実績が一定の水準（生産量に関し3,100m³/年、生産性に関し間伐4.5m³/人日、主伐6.2m³/人日とする。）以上の場合、当該実績以上の目標を有していること。</p> <p>b) 専ら他者への請負による素材生産 ① 前回登録の生産量目標に対して、計画の最終年度の実績又は最終年度から過去3年間の実績の平均が7割以上達成していること。 ② 生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること。 また、生産性について、一定の割合以上で向上させる目標を有している（ただし、生産性の実績が一定の水準（間伐4.5m³/人日、主伐6.2m³/人日とする。）以上の場合、当該実績以上の目標を有している）林業経営者への請負に努めること。</p>	○		

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用		備考
				素材生産	造林保育	
(2)	生産管理又は流通合理化等	<p>I</p> <p>a) 直営施業 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいること。</p> <p>b) 専ら他者への請負による素材生産 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいる又は今後取り組む意向を明らかにしている林業経営者への請負に努めること。</p>	<p>I</p> <p>a) 直営施業 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいること。</p> <p>b) 専ら他者への請負による素材生産 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいる又は今後取り組む意向を明らかにしている林業経営者への請負に努めていること。</p>	○		I、IIのいずれかに取り組んでいること
		<p>II 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいること。</p>	<p>II 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいること。</p>			

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用		備考
				素材生産	造林保育	
(3)	造林・保育の省力化・低コスト化	<p>I</p> <p>a) 直営施業 伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること。</p> <p>b) 専ら他者への請負による造林・保育 伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいる又は今後取り組む意向を明らかにしている林業経営者への請負に努めること。</p>	<p>I</p> <p>a) 直営による造林・保育 伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること。</p> <p>b) 専ら他者への請負による造林・保育 伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいる又は今後取り組む意向を明らかにしている林業経営者への請負に努めること。</p>		○	「人工林皆伐再造林にかかる新しい技術について」(平成26年3月28日森林・林業振興局)の取組についても参考にする事。
(4)	主伐後の再造林の確保	<p>I 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること(主伐と再造林のどちらか一方を行わない林業経営者の場合は、もう一方を実施する他の林業経営者との連携協定等により一体的に実施できる体制があることとする。)</p>	<p>I 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること(主伐と再造林のどちらか一方を行わない林業経営者の場合は、もう一方を実施する他の林業経営者との連携協定等により一体的に実施できる体制があることとする。)</p>	○	○	<p>I、IIの両方に取り組んでいること 経営管理実施権の設定を受けた森林については植栽により再造林を行う必要がある事に留意。 再造林の適地の判断については、「人工林皆伐再造林にかかる新しい技術について」(平成26年3月28日森林・林業振興局)3(8)も参考にする事。</p>
		<p>II 主伐後に適切な更新を行うこと(市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。)。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。</p>	<p>II 主伐後に適切な更新を行うこと(市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。)。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。</p>			

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用		備考
				素材生産	造林保育	
(5)	生産や造林・保育の実施体制確保	<p>I 素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績（連続していることを要さない。以下同じ。）を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること（3年以上に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で1年間の課程を修了し、かつ2年以上の現場従事実績を有している場合等、作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、基準を満たしているものとする。）。</p>	<p>I 素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績（連続していることを要さない。以下同じ。）を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること（3年以上に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で1年間の課程を修了し、かつ2年以上の現場従事実績を有している場合等、作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、基準を満たしているものとする。）。</p>			I、IIすべてを満たしていること。
		<p>II 以下のいずれかの者を雇用（経営者等が該当する場合も含む。）していること、又は雇用する目標を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォレストリーダー（現場管理責任者）又はフォレストマネージャー（統括現場管理責任者） ・森林施業プランナー ・森林作業道作設オペレーター ・技術士（森林部門） ・林業技士（林業経営・林業機械部門、森林総合監理部門） ・フォレスター（森林総合監理士）又は林業普及指導員（林業改良指導員及び林業専門技術員を含む） ・公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団が林業技術指導師養成事業及び作業班長等実践力向上事業により実施する研修を受講した者 	<p>II 以下のいずれかの者を雇用（経営者等が該当する場合も含む。）していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォレストリーダー（現場管理責任者）又はフォレストマネージャー（統括現場管理責任者） ・森林施業プランナー ・森林作業道作設オペレーター ・技術士（森林部門） ・林業技士（林業経営・林業機械部門、森林総合監理部門） ・フォレスター（森林総合監理士）又は林業普及指導員（林業改良指導員及び林業専門技術員を含む） ・公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団が林業技術指導師養成事業及び作業班長等実践力向上事業により実施する研修を受講した者 	○	○	

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用		備考
				素材生産	造林保育	
(6)	伐採・造林に関する行動規範の策定等	<p>I</p> <p>a) 直営施業 伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること（林業経営体が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。）。</p> <p>b) 他者への請負による素材生産又は造林・保育 伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っている（林業経営体が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。） 林業経営者への請負に努めること。</p>	<p>I</p> <p>a) 直営施業 伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること（林業経営体が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。）。</p> <p>b) 他者への請負による素材生産又は造林・保育 伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っている（林業経営体が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。） 林業経営者への請負に努めること。</p>	○	○	<p>行動規範やガイドライン等には、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むことが望ましい。</p> <p>また、行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を整備することが望ましい。</p>

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用		備考
				素材生産	造林保育	
(7)	雇用管理の改善及び労働安全対策	<p>I</p> <p>a) 直営施業 以下のすべてを満たしていること。</p> <p>① 防護衣の着用徹底、とっとり森林緊急通報カードの運用に取り組んでいること。</p> <p>② 林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組若しくはこれに準ずる取組(以下「労確法に基づく取組等」という。)を行っていること。</p> <p>③ 現場作業職員等(事業主自身を含む。以下同じ。)に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。</p> <p>④ 労働者災害補償保険に加入していること(一人親方等の特別加入を含む)。</p> <p>⑤ 以下に定める届出を行っていること(届出の義務がない場合を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第48条の規定による届出 ・厚生年金保険法第27条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出 <p>b) 他者への請負による素材生産又は造林・保育 以下のすべてを満たしている林業経営者への請負に努めること。</p> <p>① 防護衣の着用徹底、とっとり森林緊急通報カードの運用に取り組んでいること。</p> <p>② 労確法に基づく取組等を行っていること。</p> <p>③ 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。</p> <p>④ 労働者災害補償保険に加入していること(一人親方等の特別加入を含む)。</p> <p>⑤ 以下に定める届出を行っていること(届出の義務がない場合を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第48条の規定による届出 ・厚生年金保険法第27条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出 	<p>I</p> <p>a) 直営施業 以下のすべてを満たしていること。</p> <p>① 防護衣の着用徹底、とっとり森林緊急通報カードの運用に取り組んでいること。</p> <p>② 労確法に基づく取組等を行っていること。</p> <p>③ 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。</p> <p>④ 労働者災害補償保険に加入していること(一人親方等の特別加入を含む)。</p> <p>⑤ 以下に定める届出を行っていること(届出の義務がない場合を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第48条の規定による届出 ・厚生年金保険法第27条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出 <p>b) 他者への請負による素材生産又は造林・保育 以下のすべてを満たしている林業経営者への請負に努めること。</p> <p>① 防護衣の着用徹底、とっとり森林緊急通報カードの運用に取り組んでいること。</p> <p>② 労確法に基づく取組等を行っていること。</p> <p>③ 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。</p> <p>④ 労働者災害補償保険に加入していること(一人親方等の特別加入を含む)。</p> <p>⑤ 以下に定める届出を行っていること(届出の義務がない場合を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第48条の規定による届出 ・厚生年金保険法第27条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出 	○	○	<p>労確法に基づく取組等とは、例えば以下の取組。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場作業員の常用化等の雇用の安定化、月給制や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生の実等の雇用管理の改善 ・リスクアセスメント、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による労働安全対策

番号	取組事項	新規選定基準	更新選定基準	適用		備考
				素材生産	造林保育	
(8)	常勤役員の設置	I 法人においては常勤の役員を設置していること。 ただし、常勤の役員を設置していない法人については、平成31年4月1日から起算して、3年を経過した日以降最初に招集される総会等の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱う。	I 法人においては常勤の役員を設置していること。	○	○	
(9)	経理的な基礎	I a) 法人の場合 直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと（債務超過でないこと）及び経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近3年間に於いて全てマイナスという状態になっていないこと。 b) 個人の場合 直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。 II 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第2条第5項に規定する経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。	I a) 法人の場合 直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと（債務超過でないこと）及び経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近3年間に於いて全てマイナスという状態になっていないこと。 b) 個人の場合 直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。 II 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第2条第5項に規定する経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。	○	○	I、IIすべてを満たしていること。 これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

注1：新規選定基準欄の(2)～(5) I、(6)、(7)に関しては、1年以内に基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含める。

様式第1号(第4条関係)

文 書 番 号
年 月 日

市町村長 様

鳥取県知事

意欲と能力のある林業経営者の公募開始のお知らせ

鳥取県意欲と能力のある林業経営者登録・公表実施要領第4条の規定に基づき、意欲と能力のある林業経営者の登録について、下記により公募を開始しましたのでお知らせします。

記

1 公募期間 年 月 日 ～ 月 日

2 公募方法

下記URLから申請書類をダウンロードし、上記公募期間の末日までに提出。

※詳細は下記URL参照

鳥取県知事 様

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

(認定事業主の有無 有 無 *該当する方に○をつけること。)

意欲と能力のある林業経営者への登録申請書

上記記載の主たる事務所の所在地、代表者氏名等及び様式第3号の林業経営者に関する情報について、知事が意欲と能力のある林業経営者に登録し、公表する情報として申請します。
(※また、下記区域において経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けることを希望します。)

※は希望する場合。

記

- 1 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域(市町村名を記載。県内全域とすることも可。)

--

2 添付書類

林業経営者に関する情報(様式第3号)		技術者・技能者等の資格の写し	
登記事項証明又は住民票		遵守する行動規範やガイドライン等の写し	
雇用に関する文書の様式		行動規範等の遵守のための取組内容を証する書類	
社会・労働保険等への加入状況の確認書類		労働安全衛生法に基づく特別教育等の実施状況が確認できる書類の写し	
就業規則		連携事業体との協定書又は同意書等の写し	
法人:貸借対照表及び損益計算書の写し(直近3年分) 個人:青色申告決算書等の写し(直近3年分)		誓約書(様式第4号)	
事業実績を証する書類(契約書等の写し)		その他書類	
共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し			

注: 添付する書類に○を付けてください。

様式第3号(第5条関係)

林業経営者に関する情報

1. 雇用の状況

林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する文書交 付の有無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災保険	労災 保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金 保険	退職金 共済等
人 (人)	人 (人)	有 無	有 無	人	%	人	人	人	人



5年後の目標 (うち常用)	
人	人

*該当する方に○を記載 *該当する方に○を記載

※林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林施業に従事する者の数を記載し、事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員の数を含めて記載すること。

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

※社会・労働保険等への加入状況には、林業現場作業職員及び事務系等職員の加入状況を記載すること。

※退職金共済等には、中小企業退職金共済、林業退金共済制度のほか、任意積立金等自社の退職金制度を含めて記載すること。

注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

2. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数											5年後の目標									
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施 業プラン ナー	森林作 業道作 設オペレ ーター	技術士(森 林部門)	技能士	林業技士 (林業経営・ 林業機械部 門) (森林総合監 理部門)	フォレスター (森林総 合監理 士)	林業普 及指導 員	(公財) 担い手研 修受講 者	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施 業プラン ナー	森林作 業道作 設オペレ ーター	技術士(森 林部門)	林業技士 (林業経営・ 林業機械部 門) (森林総合監 理部門)	フォレスター (森林総 合監理 士)	林業普 及指導 員	(公財) 担い手研 修受講 者	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

注1 フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のうち「森林部門」の技術士のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。

注6 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のうち、「林業経営」及び「森林総合監理」部門の林業技士のこと。

注7 フォレスター(森林総合監理士)とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

注8 公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団が実施する作業班長等の現場管理者を対象とした研修を受講した者のこと。

3. 林業機械の保有状況

現状【登録時】												
グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	フェラー パンチャ	スキッド					
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

5年後の目標												
グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	フェラー パンチャ	スキッド					
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとする。

4. 事業量等

		実績【事業期間 年 月 日～ 年 月 日】														
		素材生産					造林事業			左記以外の 林業の事業 量	事業区域	素材生産の請負がある 場合は、主な事業者名 を記載	造林の請負がある場 合は、主な事業者名 を記載			
		主伐		間伐			植付 (ha)	下刈り (ha)	その他 (ha)							
		面積 (ha)	材積 (m ³)	生産性 (m ³ /人日)	面積 (ha)	材積 (m ³)								生産性 (m ³ /人日)		
〇〇年	直営											県				
	請負										市(町、村)					
	合計															
〇〇年	直営											県				
	請負										市(町、村)					
	合計															
〇〇年	直営											県				
	請負										市(町、村)					
	合計															

5年後の目標【事業期間 年 月 日～ 年 月 日】

		素材生産					造林事業			左記以外の 林業の事業 量	事業区域	素材生産の請負がある 場合は、主な事業者名 を記載	造林の請 負がある場 合は、主な 事業者名を 記載	県外で林業経営者の 選定を受ける(予定を 含む)場合は、該当す る全ての都道府県名 を記載				
		主伐		間伐			植付 (ha)	下刈り (ha)	その他 (ha)									
		面積 (ha)	材積 (m ³)	生産性 (m ³ /人日)	面積 (ha)	材積 (m ³)									生産性 (m ³ /人日)			
	直営										県							
	請負														市(町、村)			
	合計																	

※事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年から過去3ヶ年とすること。

※素材生産量は丸太材積とすること。

※生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。

※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう(以下、「直営施業」という。)

※造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。

※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

※「左記以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

(他者への請負により素材生産を行う場合、チェック)

他者への請負により素材生産を行う場合は、生産性について、一定の割合((5年間で約2割を目安とする。)以上で向上させる目標を有している(ただし、生産性の実績が一定の水準(間伐4.5m³/人日、主伐6.2m³/人日とする。)以上の場合は、当該実績以上の目標を有している)林業経営者への請負に努めます。

5. 主伐後の再造林の確保

(1)主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制

- | | 有している | 今後整備
(1年以内) |
|--|--------------------------|--------------------------|
| ① 主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② 連携する他の林業経営者と一体的に実施する体制
(連携相手等の名称:) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

6. 生産管理の取組

- | | 取り組んでいる | 今後取り組む
(1年以内) |
|------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ① 作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② 作業システムの改善 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③ 請負者(林業経営者)に対する適切な生産管理の働きかけ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④ その他 () | | |

※上記4で、素材生産の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。(③については、他者への請負がある場合)

8. 造林・保育の省力化・低コスト

- | | 取り組んでいる | 今後取り組む
(1年以内) |
|---------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ① 伐採と造林の一貫作業システムの導入 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② コンテナ苗の使用 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③ 低密度植栽 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④ 下刈りの省力化 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 請負者(林業経営者)に対する造林作業の低コスト化の働きかけ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ その他 () | | |

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。(⑤については、他者への請負がある場合)

(2)適切な更新

- | | 取り組んでいる | 今後取り組む
(1年以内) |
|---|--------------------------|--------------------------|
| ① 自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後の適切な更新の実施 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② 他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

7. 原木の安定供給・流通合理化等

- | | 取り組んでいる | 今後取り組む
(1年以内) |
|--|--------------------------|--------------------------|
| ① 製材工場等需要者との直接的な取引
(取引先名:) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷
(取りまとめ機関名:) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③ その他 () | | |

※生産した木材を自ら販売している(今後販売する)場合、該当する項目にチェック。

9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

- | | 策定・遵守済 | 策定・遵守予定(1年以内) |
|---|--------------------------|--------------------------|
| ① 経営者独自の行動規範の策定 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② 所属する業界団体等による行動規範の策定
(策定主体:) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③ 都道府県・市町村等行政の策定したガイドラインの遵守 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④ 行動規範の遵守のための取組(研修会の参加等)
(取組内容:) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 請負者(林業経営者)に対する行動規範の策定及びその遵守のための取組(研修等)の働きかけ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ その他 () | | |

※素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。(⑤については、他者への請負がある場合)

10. 雇用管理の改善

	取り組んでいる	今後取り組む (1年以内)
① 現場作業員の常用化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 現場作業員への月給制の導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 現場作業職員の社会保険・労働保険、退職金共済等への加入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 請負者(林業経営者)に対する雇用改善の働きかけ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ その他 ()		

※該当する項目にチェック。(⑤については、他者への請負がある場合)

11. 労働安全対策等

	取り組んでいる	今後取り組む (1年以内)
① リスクアセスメント	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 防護具等の着用の徹底及びとっとり森林緊急通報カードの運用に取り組んでいること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 作業現場の安全巡回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 専門家による安全診断・指導	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 労働安全対策の取組(研修会の参加等) (取組内容:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 請負者(林業経営者)に対する労働安全対策の働きかけ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦ その他 ()		

※該当する項目にチェック。(⑥については、他者への請負がある場合)

12. 林業関係団体等への加入、地域への貢献、表彰実績、安全対策の取組状況等

林業関係団体等への加入、地域への貢献、表彰実績、安全対策の取組状況等に関する情報			
鳥取県森林組合連合会への加入	有	無	鳥取県木材協同組合連合会への加入の有無
	* 該当する方に○を記載		
林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取県支部への加入の有無	有	無	合法木材供給事業者認定の有無
	* 該当する方に○を記載		

※地域への貢献(国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等)、表彰実績、経営の健全性(FSC森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO取得状況、実践体制基礎評価)、指名停止処分等の状況等について記載する。

※表彰実績は過去10年間、地域への貢献活動等は過去5年間における林業経営者としての実績を記載できるものとする。

注 実践体制基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施業(以下「提案型施業」という。)に取り組む林業事業者について、提案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。

鳥取県知事 様

住 所
氏 名
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)
生年月日 年 月 日(性別)

誓 約 書

私は、意欲と能力のある林業経営者の[(登録・登録更新)申請]を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄(該当する場合、口欄にチェックを入れてください。)

1. 関係法令等に関し、次の①から③までの重大な事実はありません。

- ① 現在、行政機関から、法令違反、不正の行為等により入札への参加資格の停止や業務停止命令を受けている。
- ② 自己及び下記の構成員・役員等が、業務に関連して法令を違反し、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から1年を経過していない。
- ③ 林業死亡労働災害を発生させた日から1年を経過していない。

2. 自己及び下記の構成員・役員等は、次の①から③までのいずれにも該当するものではありません。

- ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ② 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3. 国税、県税及び市町村税並びに社会保険料に未納はありません。

4. 今後、登録有効期間が満了するまでに上記1から3に該当するに至った場合については、遅滞なく知事に報告します。

記

(役員等一覧)

役職名	(フリガナ) 氏 名	住 所	生年月日	性別

※ 欄が不足する場合は、必要事項を記入の上、別途、添付すること。

様式第5号(第6条関係)

文 書 番 号
年 月 日

市町村長 様

鳥取県知事

意欲と能力のある林業経営者の登録に係る意見について

年 月 日付けで から申請のあった標記について、鳥取県意欲と能力のある林業経営者登録・公表実施要領第6条の規定により、貴職の意見を求めますので、年 月 日までに回答して下さい。

なお、登録の推薦がある場合は、様式第6号を併せて提出して下さい。

鳥取県知事 様

市町村長

林業経営者の登録推薦について

鳥取県意欲と能力のある林業経営者登録・公表実施要領第7条の規定に基づき、下記林業経営者を登録していただきますよう推薦いたします。

記

1 推薦する林業経営者名

2 推薦の理由

--

様式第7号(第7条関係)

文 書 番 号
年 月 日

市町村長 様

鳥取県知事

意欲と能力のある林業経営者の登録推薦に係る意見について

年 月 日付けで から標記について登録推薦がありました。このことについて、鳥取県意欲と能力のある林業経営者登録・公表実施要領第7条第2項の規定により、貴職の意見を求めますので、年 月 日までに回答して下さい。

意欲と能力のある林業経営者名簿

登録番号	登録年月日 (登録情報の 変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事業所の 所在地	電話番号	認定事業主	経営管理実施権の設定を受け ることを希望する 区域

※認定事業主の場合、認定事業主の欄に○を記載すること。

注:「認定事業主」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条第1項に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、知事の認定を受けた事業主のこと。

1. 雇用の状況

林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無		雇用に関する文書交 付の有無		社会・労働保険等への加入状況					
						労災保険	労災 保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金 保険	退職金 共済等
人 (人)	人 (人)	有	無	有	無	人	%	人	人	人	人

*該当する方に○を記載 *該当する方に○を記載

※林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林施業に従事する者の数を記載し、事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員の数を含めて記載すること。

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがない又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

※社会・労働保険等への加入状況には、林業現場作業職員及び事務系等職員の加入状況を記載すること。

※退職金共済等には、中小企業退職金共済、林業退金共済制度のほか、任意積立金等自社の退職金制度を含めて記載すること。

注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

5年後の目標 (うち常用)
人 (人)

2. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数											5年後の目標								
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施 業プラン ナー	森林作 業道作 設オペレ ーター	技術士 (森林部 門)	技能士	林業技士 (林業経営・ 林業機械部 門) (森林総合 監理部門)	フォレス ター (森林総 合監理 士)	林業普 及指導 員	(公財) 担い手 研修受 講者	フォレス トリー ダー	フォレス トマ ネージャ ー	森林施 業プラン ナー	森林作 業道作 設オペ レーター	技術士(森 林部門)	林業技 士(林業経 営・林業機 械部門) (森林総合 監理部門)	フォレス ター (森林総 合監理 士)	林業普 及指導 員	(公財) 担い手 研修受 講者
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

注1 フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のうち「森林部門」の技術士のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。

注6 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のうち、「林業経営」及び「森林総合監理」部門の林業技士のこと。

注7 フォレスター(森林総合監理士)とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

注8 公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団が実施する作業班長等の現場管理者を対象とした研修を受講した者のこと。

3. 林業機械の保有状況

現状【登録時】													
グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	フェラー パンチャ	スキッド						
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとする。

5年後の目標													
グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	フェラー パンチャ	スキッド						
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

4. 事業量等

実績【事業期間 年 月 日～ 年 月 日】																
		素材生産						造林事業			左記以外の 林業の事業 量	事業区域	素材生産の請負があ る場合は、主な事業者 名を記載	造林の請負がある場 合は、主な事業者名 を記載		
		主伐			間伐			植付 (ha)	下刈り (ha)	その他 (ha)						
		面積 (ha)	材積 (m ³)	生産性 (m ³ /人日)	面積 (ha)	材積 (m ³)	生産性 (m ³ /人日)									
〇〇年	直営											県				
	請負										市(町、村)					
	合計															
〇〇年	直営											県				
	請負										市(町、村)					
	合計															
〇〇年	直営											県				
	請負										市(町、村)					
	合計															

5年後の目標【事業期間 年 月 日～ 年 月 日】

		素材生産						造林事業			左記以外の 林業の事業 量	事業区域	素材生産 の請負があ る場合は、 主な事業者 名を記載	造林の請 負がある 場合は、 主な事業 者名を記 載	県外で林業経営者の 選定を受ける(予定を 含む)場合は、該当す る全ての都道府県名 を記載			
		主伐			間伐			植付 (ha)	下刈り (ha)	その他 (ha)								
		面積 (ha)	材積 (m ³)	生産性 (m ³ /人日)	面積 (ha)	材積 (m ³)	生産性 (m ³ /人日)											
	直営											県						
	請負										市(町、村)							
	合計																	

※事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年から過去3ヶ年とすること。

※素材生産量は丸太材積とすること。

※生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。

※造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。

※「左記以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう(以下、「直営施業」という。)

※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

(他者への請負により素材生産を行う場合、チェック)

他者への請負により素材生産を行う場合は、生産性について、一定の割合((5年間で約2割を目安とする。)以上で向上させる目標を有している(ただし、生産性の実績が一定の水準(間伐4.5m³/人日、主伐6.2m³/人日とする。)以上の場合は、当該実績以上の目標を有している)林業経営者への請負に努めます。

5. 主伐後の再造林の確保

(1)主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制

- ① 主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制
- ② 連携する他の林業経営者と一体的に実施する体制
(連携相手等の名称:)

有している	今後整備 (1年以内)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

6. 生産管理の取組

- ① 作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し
- ② 作業システムの改善
- ③ 請負者(林業経営者)に対する適切な生産管理の働きかけ
- ④ その他 ()

取り組んでいる	今後取り組む (1年以内)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※上記4で、素材生産の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。(③については、他者への請負がある場合)

8. 造林・保育の省力化・低コスト

- ① 伐採と造林の一貫作業システムの導入
- ② コンテナ苗の使用
- ③ 低密度植栽
- ④ 下刈りの省力化
- ⑤ 請負者(林業経営者)に対する造林作業の低コスト化の働きかけ
- ⑥ その他 ()

取り組んでいる	今後取り組む (1年以内)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。(⑤については、他者への請負がある場合)

(2)適切な更新

- ① 自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後の適切な更新の実施
- ② 他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ

取り組んでいる	今後取り組む (1年以内)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

7. 原木の安定供給・流通合理化等

- ① 製材工場等需要者との直接的な取引
(取引先名:)
- ② 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷
(取りまとめ機関名:)
- ③ その他 ()

取り組んでいる	今後取り組む (1年以内)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※生産した木材を自ら販売している(今後販売する)場合、該当する項目にチェック。

9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

- ① 経営者独自の行動規範の策定
- ② 所属する業界団体等による行動規範の策定
(策定主体:)
- ③ 都道府県・市町村等行政の策定したガイドラインの遵守
- ④ 行動規範の遵守のための取組(研修会の参加等)
(取組内容:)
- ⑤ 請負者(林業経営者)に対する行動規範の策定及びその遵守のための取組(研修等)の働きかけ
- ⑥ その他 ()

策定・遵守済	策定・遵守予定 (1年以内)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
取組済で今後 も実施	今後は実施
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。(⑤については、他者への請負がある場合)

10. 雇用管理の改善

	取り組んでいる	今後取り組む (1年以内)
① 現場作業員の常用化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 現場作業員への月給制の導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 現場作業職員の社会保険・労働保険、退職金共済等への加入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 請負者(林業経営者)に対する雇用改善の働きかけ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ その他 ()		

※該当する項目にチェック。(⑤については、他者への請負がある場合)

11. 労働安全対策等

	取り組んでいる	今後取り組む (1年以内)
① リスクアセスメント	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 防護具等の着用の徹底及びとっとり森林緊急通報カードの運用に取り組んでいること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 作業現場の安全巡回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 専門家による安全診断・指導	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 労働安全対策の取組(研修会の参加等) (取組内容:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 請負者(林業経営者)に対する労働安全対策の働きかけ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦ その他 ()		

※該当する項目にチェック。(⑥については、他者への請負がある場合)

12. 林業関係団体等への加入、地域への貢献、表彰実績、安全対策の取組状況等

林業関係団体等への加入、地域への貢献、表彰実績、安全対策の取組状況等に関する情報			
鳥取県森林組合連合会への加入	有 無	鳥取県木材協同組合連合会への加入の有無	有 無
	* 該当する方に○を記載		* 該当する方に○を記載
林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取県支部への加入の有無	有 無	合法木材供給事業者認定の有無	有 無
	* 該当する方に○を記載		* 該当する方に○を記載

※地域への貢献(国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等)、表彰実績、経営の健全性(FSC森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO取得状況、実践体制基礎評価)、指名停止処分等の状況等について記載する。

※表彰実績は過去10年間、地域への貢献活動等は過去5年間における林業経営者としての実績を記載できるものとする。

注 実践体制基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施業(以下「提案型施業」という。)に取り組む林業事業者について、提案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。

様式第9号(第8条、第10条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

鳥取県知事

意欲と能力のある林業経営者の登録(変更登録)通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった意欲と能力のある林業経営者の登録(変更登録)については、鳥取県意欲と能力のある林業経営者登録・公表実施要領第8条第2項(第10条第4項)の規定により登録(変更登録)しました。

様式第10号(第8条、第10条関係)

文 書 番 号
年 月 日

市町村長 様

鳥取県知事

意欲と能力のある林業経営者名簿の登録(変更登録)通知について

鳥取県意欲と能力のある林業経営者登録・公表実施要領第8条第2項(第10条第4項)の規定に基づき、別添のとおり登録(変更登録)しましたので、通知します。

様

鳥取県知事

意欲と能力のある林業経営者の登録(変更登録)不認定通知書

年 月 日付け第 号で から申請のあった意欲と能力のある林業経営者の登録(変更登録)については、下記の理由により不認定としましたので通知します。

記

不認定の理由

様式第12号(第8条、第10条関係)

文 書 番 号
年 月 日

市町村長 様

鳥取県知事

意欲と能力のある林業経営者の登録(変更登録)不認定通知について

年 月 日付け第 号で から申請のあった意欲と能力のある林業経営者の登録(変更登録)については、下記の理由により不認定としましたので通知します。

記

不認定の理由

様式第13号(第9条関係)

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県知事 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

改善措置報告書

鳥取県意欲と能力のある林業経営者登録・公表実施要領第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり改善措置を講じたので報告します。

記

- 1 更新選定基準を満たさなかった要因の分析
- 2 目標達成に向けた今後の取組

鳥取県知事 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

意欲と能力のある林業経営者の変更届出書

年 月 日付けで登録された意欲と能力のある林業経営者について、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

※登記事項証明又は住民票を添付すること。

鳥取県知事 様

主たる事業所の所在地

代表者氏名

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

(認定事業主の有無 有 無 *該当する方に○をつけること。)

意欲と能力のある林業経営者名簿の変更届出書

年 月 日付けで登録された意欲と能力のある林業経営者名簿について、様式第3号のとおり変更したいので届け出ます。

記

添付書類

林業経営者に関する情報(様式第3号)		技術者・技能者等の資格の写し	
登記事項証明又は住民票		遵守する行動規範やガイドライン等の写し	
雇用に関する文書の様式		行動規範等の遵守のための取組内容を証する書類	
社会・労働保険等への加入状況の確認書類		労働安全衛生法に基づく特別教育等の実施状況が確認できる書類の写し	
就業規則		連携事業体との協定書又は同意書等の写し	
法人:貸借対照表及び損益計算書の写し(直近3年分) 個人:青色申告決算書等の写し(直近3年分)		誓約書(様式第4号)	
事業実績を証する書類(契約書等の写し)		その他書類	
共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し			

注1: 添付する書類に○を付けてください。

注2: 添付書類は、変更する事項が確認できる書類とし、変更がないものは省略することができる。

様

鳥取県知事

意欲と能力のある林業経営者の登録取消通知書

年 月 日付けで登録した意欲と能力のある林業経営者については、下記の理由により、その登録を取り消したので通知します。

記

1 取消の理由

2 取消前の登録期間 年 月 日 ~ 月 日

市町村長 様

鳥取県知事

意欲と能力のある林業経営者の登録取消通知書

年 月 日付けで登録した 意欲と能力のある林業経営者については、下記の理由により、その登録を取り消したので通知します。

記

1 林業経営者名

2 取消の理由

3 取消前の登録期間 年 月 日 ~ 月 日

事業実施状況報告書【事業期間 年 月 日～ 年 月 日現在】

登録番号	登録年月日 (登録情報の 変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事業所の 所在地	電話番号	認定事業主

※認定事業主の場合、認定事業主の欄に○を記載すること。

注：「認定事業主」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条第1項に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、知事の認定を受けた事業主のこと。

1. 雇用の状況

林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する文書交 付の有無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災保険	労災 保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金 保険	退職金 共済等
人	人	有 無	有 無	人	%	人	人	人	人
(人)	(人)	*該当する方に○を記載		*該当する方に○を記載					

※林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林施業に従事する者の数を記載し、事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員の数を含めて記載すること。

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

※社会・労働保険等への加入状況には、林業現場作業職員及び事務系等職員の加入状況を記載すること。

※退職金共済等には、中小企業退職金共済、林業退金共済制度のほか、任意積立金等自社の退職金制度を含めて記載すること。

注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

2. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数										
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施 業プラン ナー	森林作 業道作 設オペレ ーター	技術士 (森林部 門)	技能士	林業技士 (林業経営・ 林業機械部 門) (森林総合監 理部門)	フォレスター (森林総 合監理 士)	林業普 及指導 員	(公財) 担い手研 修受講 者
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

注1 フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のうち「森林部門」の技術士のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。

注6 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のうち、「林業経営」及び「森林総合監理」部門の林業技士のこと。

注7 フォレスター(森林総合監理士)とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

注8 公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団が実施する作業班長等の現場管理者を対象とした研修を受講した者のこと。

3. 林業機械の保有状況

実績												
グラブブル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイングヤード	タワーヤード	フェラーパンチャ	スキッタ					
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとする。

4. 事業量等

実績														
		素材生産						造林事業			左記以外の林業の事業量	事業区域	素材生産の請負がある場合は、主な事業者名を記載	造林の請負がある場合は、主な事業者名を記載
		主伐			間伐			植付 (ha)	下刈り (ha)	その他 (ha)				
		面積 (ha)	材積 (m³)	生産性 (m³/人日)	面積 (ha)	材積 (m³)	生産性 (m³/人日)							
〇〇年	直営											県		
	請負										市(町、村)			
	合計													

※素材生産量は丸太材積とすること。
 ※生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。
 ※造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。
 ※「左記以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう(以下、「直営施業」という)。
 ※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

5. 主伐後の再造林の確保

(1)主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制

- | | | |
|--|--------------------------|--------------------------|
| | 有している | 有していない |
| ① 主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② 連携する他の林業経営者と一体的に実施する体制
(連携相手等の名称:) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

※上記4で、主伐又は植付の事業量がある場合、該当する項目にチェック。

(2)適切な更新

- | | | |
|---|--------------------------|--------------------------|
| | 取り組んでいる | 未実施 |
| ① 自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後の適切な更新の実施 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② 他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

※上記4で、主伐又は植付の事業量がある場合、該当する項目にチェック。

6. 生産管理の取組

- | | | |
|------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 取り組んでいる | 未実施 |
| ① 作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② 作業システムの改善 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③ 請負者(林業経営者)に対する適切な生産管理の働きかけ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④ その他 () | | |

※上記4で、素材生産の事業量がある場合、該当する項目にチェック。(③については、他者への請負がある場合)

7. 原木の安定供給・流通合理化等

- | | | |
|--|--------------------------|--------------------------|
| | 取り組んでいる | 未実施 |
| ① 製材工場等需要者との直接的な取引
(取引先名:) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷
(取りまとめ機関名:) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③ その他 () | | |

※生産した木材を自ら販売している場合、該当する項目にチェック。

8. 造林・保育の省力化・低コスト

	取り組んでいる	未実施
① 伐採と造林の一貫作業システムの導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② コンテナ苗の使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 低密度植栽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 下刈りの省力化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 請負者(林業経営者)に対する造林作業の低コスト化の働きかけ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ その他 ()		

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。(⑤については、他者への請負がある場合)

10. 雇用管理の改善

	取り組んでいる	未実施
① 現場作業員の常用化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 現場作業員への月給制の導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 現場作業職員の社会保険・労働保険、退職金共済等への加入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 請負者(林業経営者)に対する雇用改善の働きかけ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ その他 ()		

※該当する項目にチェック。(⑤については、他者への請負がある場合)

9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

	策定・遵守済	未実施
① 経営者独自の行動規範の策定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 所属する業界団体等による行動規範の策定(策定主体:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 都道府県・市町村等行政の策定したガイドラインの遵守	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 行動規範の遵守のための取組(研修会の参加等)(取組内容:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 請負者(林業経営者)に対する行動規範の策定及びその遵守のための取組(研修等)の働きかけ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ その他 ()		

※素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。(⑤については、他者への請負がある場合)

11. 労働安全対策等

	取り組んでいる	未実施
① リスクアセスメント	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 防護具等の着用の徹底及びとっとり森林緊急通報カードの運用に取り組んでいること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 作業現場の安全巡回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 専門家による安全診断・指導	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 労働安全対策の取組(研修会の参加等)(取組内容:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 請負者(林業経営者)に対する労働安全対策の働きかけ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦ その他 ()		

※該当する項目にチェック。(⑥については、他者への請負がある場合)

12. 林業関係団体等への加入、地域への貢献、表彰実績、安全対策の取組状況等

林業関係団体等への加入、地域への貢献、表彰実績、安全対策の取組状況等に関する情報			
鳥取県森林組合連合会への加入	有 無	鳥取県木材協同組合連合会への加入の有無	有 無
	* 該当する方に○を記載		* 該当する方に○を記載
林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取県支部への加入の有無	有 無	合法木材供給事業者認定の有無	有 無
	* 該当する方に○を記載		* 該当する方に○を記載

※地域への貢献(国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等)、表彰実績、経営の健全性(FSC森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO取得状況、実践体制基礎評価)、指名停止処分等の状況等について記載する。

※表彰実績は過去10年間、地域への貢献活動等は過去5年間における林業経営者としての実績を記載できるものとする。

注 実践体制基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施業(以下「提案型施業」という。)に取り組む林業事業者について、提案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。